

3日獣発第79号

令和3年6月10日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

### **豚熱の予防的ワクチン接種等の防疫措置について（要請）**

このことについて、別添のとおり、農林水産省消費・安全局長宛てに要請しましたので、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

なお、貴会におかれましては、各都道府県から知事認定獣医師として支援要請等があった場合、速やかに対応できるよう、ご提出いただいた「豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リスト」の更新等に努め、引き続き地域防疫体制の構築にご尽力いただきますよう、重ねてお願いいたします。



3日獣発第79号  
令和3年6月10日

農林水産省 消費・安全局長  
新井 ゆたか 様

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇 夫



### 豚熱の予防的ワクチン接種等の防疫措置について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療に関する施策の推進にご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年12月に閣議決定された「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」において「豚熱ワクチン接種について民間獣医師による実施を可能とする見直し」を行うこととされたことを受け、「豚熱の予防的ワクチン接種に係る知事認定獣医師の活用についての協力をお願い」（令和3年3月31日付け2消安第6492号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知。以下「課長通知」という。）が発出されました。課長通知においては、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」を一部変更し、面的かつ確実な接種及びワクチンの厳格な管理が行われることを前提に、

- ① 都道府県の管理下に置かれる一定の要件を満たす獣医師（知事認定獣医師）による豚熱ワクチン接種が可能となったこと
  - ② 各都道府県より要請があった場合は、ご協力いただくよう貴会員及び傘下団体に呼び掛けること
  - ③ 農場へ立ち入る際には、豚熱ワクチン接種を実施するのみならず、飼養衛生管理基準の遵守の徹底等についても指導すること
- について協力の依頼がありました。

本課長通知を受け、本会では地方獣医師会会長に会員獣医師等関係者に周知を依頼するとともに、「豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リスト」の作成及び提出を依頼しました。

このたび、各地方獣医師会から当該リストが提出され、別添のとおり取りまとめましたのでご報告するとともに、下記のとおり要請いたしますので、豚熱、アフリカ豚熱等に対する防疫体制の充実・強化に一層ご尽力されますようお願いいたします。

## 記

- 1 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準（豚、いのしし）の1の6「獣医師等の健康管理指導」の義務化を踏まえ、次の措置を講じること。
  - (1) 全ての養豚農場ごとに定められる担当の獣医師等を「農場管理獣医師」と位置付けるとともに、養豚農場に義務付けられた飼養衛生管理基準の遵守、要指示医薬品の慎重使用等に対する指導の当該農場管理獣医師への一元化
  - (2) 農場管理獣医師の氏名等の家畜保健衛生所への届出・登録及び当該農場管理獣医師が管理する農場ごとの飼養衛生管理状況の適正な報告
  
- 2 豚熱ワクチン接種における知事認定獣医師の活用にあたっては、次の事項に配慮すること。
  - (1) 農場管理獣医師（知事認定獣医師に限る。）による一元管理及び他の知事認定獣医師の活用の下での豚熱ワクチン接種の適正な実施
  - (2) 本会及び地方獣医師会が整備する「豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リスト」の知事認定獣医師への活用
  - (3) 豚熱ワクチン接種技術料等については、現行の家畜防疫員の日当に替え、家畜の所有者と農場管理獣医師等との自発的な契約で決定
  
- 3 国及び都道府県は、飼養衛生管理基準等の遵守の指導等に当たっては、家畜伝染病予防法、獣医師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の関係法令が遵守されるよう、厳正に指導、監督等を行うこと。

## 豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リスト等提出状況（令和3年5月31日現在）

獣医師会名	人数(内訳等)	獣医師会名	人数(内訳等)
北海道	約835名:家畜防疫員 約800名 (NOSAI 約800名、産業動物開業 23名、団体勤務 5名、町村職員 1名、会社勤務 1名、その他 5名)	滋賀県	7名 (団体職員等 3名、小動物開業 4名)
青森県	4名 (産業動物開業 2名、小動物開業 1名、その他(元県家保職員) 1名)	京都府	3名 (産業動物開業 2名、元家保職員 1名)
岩手県	37名:家畜防疫員 37名 (産業動物開業 24名、会社勤務 13名)	大阪府	8名 (小動物開業 5名、会社勤務 1名、獣医師会役職員(元家畜防疫員) 2名)
宮城県	6名:家畜防疫員 3名 (産業動物開業 2名、獣医会役員(元県家畜衛生職員) 2名、元県家畜衛生職員 2名)	兵庫県	56名 (NOSAI 56名)
秋田県	28名:家畜防疫員 28名 (産業動物開業・元県職員 28名)	奈良県	4名 (産業動物開業 2名、獣医師会役職員 2名)
山形県	12名: (産業動物開業 4名、小動物開業 3名、会社勤務等 3名、元家保・NOSAI 2名)	和歌山県	該当なし (県職員の家畜防疫員で対応)
福島県	19名:家畜防疫員 19名 (産業動物開業 18名、元県公衆衛生職員 1名)	京都市	2名 (産業・小動物開業 1名、小動物開業 1名)
仙台市	該当なし (産業動物対応者無)	大阪市	該当なし (産業動物対応者無)
茨城県	57名:家畜防疫員 57名 (NOSAI 6名、産業動物開業 14名、小動物開業 16名、産業動物勤務 8名、会社勤務 13名)	神戸市	該当なし (産業動物対応者無)
栃木県	47名:家畜防疫員 47名 (NOSAI 5名、産業動物開業 28名、小動物開業 6名、会社勤務 1名、獣医師会役員(元家保所長) 1名、その他(元県職員等) 6名)	鳥取県	10名 (NOSAI等 5名、産業動物開業等 5名)
群馬県	56名:家畜防疫員 56名 (NOSAI 2名、小動物開業 44名、会社勤務 10名)	島根県	1名(産業動物開業 1名)
埼玉県	5名 (産業動物開業等 4名、小動物開業 1名)	岡山県	3名 (産業動物開業 1名、獣医師会役員(元家保所長) 1名、専門学校教員 1名)
千葉県	52名	広島県	1名(衛指協職員)
神奈川県	15名 (NOSAI 11名、小動物開業 1名、大学教員 3名)	山口県	41名 (NOSAI 20名、産業動物開業 4名、振興協会 17名)
山梨県	2名 (産業動物開業 2名)	徳島県	6名 (産業動物開業 2名、会社勤務 1名、元県農林水産職員 3名)
横浜市	該当なし (産業動物対応者無)	香川県	該当なし (家畜防疫員は県職員のみで、その他の対応者も無)
川崎市	該当なし (産業動物対応者無)	愛媛県	該当なし (家畜防疫員は県職員のみで、その他の対応者も無)
東京都	2名 (小動物開業 2名)	高知県	該当なし (家畜防疫員は県職員のみで、その他の対応者も無)
新潟県	8名 (開業 5名、獣医師会役員(元家保所長) 1名、農場勤務 1名、その他 1名)	福岡県	5名 (獣医師会役職員 3名、畜産協会役員 2名)
富山県	該当なし (家畜防疫員は県職員のみで、その他の対応者も無)	佐賀県	5名 (獣医師会役員・会員 5名)
石川県	該当なし (家畜防疫員は県職員のみで、その他の対応者も無)	長崎県	7名 (獣医師会役員・会員 7名)
福井県	該当なし (家畜防疫員は県職員のみで、その他の対応者も無)	熊本県	9名 (産業動物開業 1名、会社勤務 1名、獣医師会役員 1名、畜産協会役員 1名、県嘱託 4名、農協嘱託 1名、)
長野県	11名:家畜防疫員 11名 (産業動物開業 7名、元県職員 4名)	大分県	4名 (獣医師会役員・会員 4名)
岐阜県	6名:家畜防疫員 6名 (産業動物開業 4名、小動物開業 2名)	宮崎県	24名 (NOSAI 3名、産業動物開業 12名、大学教員 9名)
静岡県	10名:家畜防疫員 8名 (産業動物開業 4名、小動物開業 3名、産業・小動物開業 3名)	鹿児島県	5名 (元家畜保健衛生所職員 5名)
愛知県	7名:家畜防疫員 7名 (NOSAI 2名、産業動物開業 3名、食鳥検査センター 2名)	沖縄県	10名 (NOSAI 1名、産業動物開業 5名、会社勤務 2名、専門学校講師 1名、その他 1名)
名古屋市	該当なし (産業動物対応者無)	北九州市	2名 (獣医師会役員(元市食肉センター所長) 1名、産業・小動物開業(元動物園勤務) 1名)
三重県	16名 (NOSAI 3名、産業動物開業 9名、小動物開業 1名、会社 2名、元家保所長 1名)		
回答	リスト提出 42地方獣医師会	約1,448名(家畜防疫員 約1,079名)	
	該当なし 13地方獣医師会		
※獣医師会名の表示色について		下線付き赤色：内閣府地方分権改革「家畜伝染病ワクチン接種の家畜防疫員外の民間獣医師への実施可能」提案県 赤色：上記提案に賛同した県	